

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（平成31年2月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成31年4月4日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

農 整 第 8 1 5 号

平成31年3月25日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

農林部定例監査結果についての措置状況（通知）

平成31年2月28日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
農村整備課	(指摘事項) 1 馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会の経理事務において、立替払をしているものがあった。	1 平成31年度以降は、会の規約に資金前渡に関する規定を追加し、適正な支出を行ってまいります。